

～次世代育成支援対策行動計画策定指針の骨子について～

平成 26 年 6 月 30 日に開催された第 16 回子ども・子育て会議において、次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の見直し案が示されました。

今回示された行動計画策定指針案は、市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に係る部分のみとなっており、一般事業主行動計画関係部分については、厚生労働省の労働政策審議会において審議されたのち、7 月末に提示される予定となっています。

また、特定事業主行動計画関係部分については一般事業主関連部分の検討を踏まえ関係府省で検討し、同じく 7 月末に提示予定とされています。

◆次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の見直し案について

次世代育成支援対策推進法の一部改正等により、法の有効期限が 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日まで）延長されることとなったため、行動計画策定指針の見直しが行われることとなっています。

今回の会議で示された、市町村行動計画及び都道府県行動計画にかかる部分についての策定指針の見直しの主なポイントは次のとおりです。

■新たな行動計画策定指針の「背景及び趣旨」の概要■

- ・現在の日本は、「人口急減・超高齢化」へ向かっており、この流れを変えなければ持続的・安定的な成長軌道に乗ることはできないと考えられている
- ・国民が、希望通りに働き、結婚、出産、子育てを実現することができる環境を整え、人々の意識と流れを変えていくことで、少子化と人口減少を克服することを目指す、総合的な政策の推進が重要
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画により、地方公共団体及び事業主においては 10 年間の集中的・計画的な取組により次世代育成支援対策の推進を図ってきたところであり、また、「少子化社会対策大綱」（平成 16 年）、「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年）、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成 19 年）等により様々な取組が進められてきている
- ・平成 24 年 8 月には、「子ども・子育て支援法」などのいわゆる子ども・子育て関連 3 法が制定され、子ども・子育て支援新制度が創設されており、社会保障制度改革国民会議の報告書では、「妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援」や、「出産・子育てと就業継続の二者択一状況の解決」の必要性などの考え方の下、新制度の着実な実施のほか、放課後児童対策の充実や、妊娠期から子育て期にかけての有機的で連続的な支援の必要性などが示された
- ・平成 25 年 6 月の「少子化危機突破のための緊急対策」では、子育て支援や働き方の改革の一層の強化とともに、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」や、多子世帯への支援、産後ケアの強化等を進めていくこととされたところ
- ・こうした中、法に基づく 10 年間の取組により、合計特殊出生率がやや持ち直し、また仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進んだものの、少子化の流れが変わったとまでは言えないことから、引き続き期限を区切った集中的・計画的な対策の推進・強化のため、法の有効期限を十年間延長する等の改正を行ったところ
- ・今後は、少子化社会対策基本法に基づく新たな政策目標が策定される予定
- ・主務大臣が定める行動計画策定指針には、①次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、②次世代育成支援対策の内容に関する事項、③その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項を定める

- 現行の記述に「子ども・子育て支援法との関係」という項目を追加し、以下の内容を記述
 - 1 次世代法は、地方公共団体や事業主に対し行動計画の策定を求め、10年間の集中的・計画的な取組を進める時限立法だが、子ども・子育て支援法は消費税財源の投入を前提に子育て支援の充実を図る恒久法である
 - 2 次世代育成支援対策の中核である保育サービスや子育て支援事業等については、従来、行動計画策定指針中の参酌基準を基に市町村行動計画で目標事業量を定めることとされていたが、子ども・子育て支援法の制定でそれらの定量的整備目標は、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載されることになり、子ども・子育て支援法の制定に伴う関係整備法の1つとして次世代法が改正され、参酌基準の規定が削除されると共に、次世代法に基づく市町村行動計画等の策定義務が任意化された
 - 3 すなわち従来保育サービスや子育て支援事業の推進について次世代法が果たしてきた役割・機能は恒久法たる子ども・子育て支援法に引き継がれたのであり、今後は両法律が相まって、より手厚い次世代育成支援が推進されることとなる
 - 4 策定義務が任意化された市町村行動計画等については、各地域の実情に応じ必要な特定の事項のみの作成とすることも可能
 - 5 市町村行動計画等の策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく計画と一体的に策定することが可能であり、その策定手続きについても一体的に処理することも可能また、両者を別々に策定する場合であっても、内容において重複する部分については、次世代法に基づく市町村行動計画等において、子ども・子育て支援法上の計画に基づき給付や事業を実施する旨を記載すればよいこととする

※なお、内容が確定した行動計画策定指針の告示は9月に予定されています。